

野田市工事執行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和 7 年 1 月 1 6 日

野田市長 鈴 木 有

野田市規則第 1 号

野田市工事執行規則の一部を改正する規則

野田市工事執行規則（平成元年野田市規則第 1 1 号）の一部を次のように改正する。

第 6 条第 2 項ただし書中「、監理技術者にあつては」を削り、「第 2 6 条第 3 項ただし書」の次に「又は法第 2 6 条の 5 第 1 項」を加え、同条第 3 項中「受けるとき」の次に「（法第 2 6 条第 3 項第 2 号に該当する場合に限る。）」を加え、「法第 2 6 条第 3 項ただし書」を「同号」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。